

核兵器等は除いても大丈夫（技術提供罰則の場合）

1. はじめに

先般、本欄では10年懲役・1千万罰金となる輸出規制違反について、外為法69条の6第2項第二号に基づき対象貨物を定める輸出令条項(13条)の考察を行いました。その結果、輸出令別表第1の4項(1)・4項(1の2)に該当のロケット類・UAV類が、「核兵器等を除く」の括弧書きの存在によって、13条の対象から外れ、処罰が最大で7年懲役・7百万罰金にとどまることが明らかになりました。

これを受けて、技術提供に関する違反罰則はどうかを調べたのが本稿です。

結論から言うと、**技術提供については「核兵器等の設計・製造・使用技術」も10年懲役の対象に含まれておりました。**とはいえその結論にたどり着くのは、法令条文からは必ずしも容易ではないように思います。少なくとも私は難渋しました。みなさんはどうでしたか？

2. なぜ「含まれていた」のか

まず10年懲役・1千万罰金に関する親規定、外為法69条の6第2項第一号を見てみましょう。

外為法69条の6

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

- 一 (A) 特定技術であつて、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機のうち政令で定めるもの（以下この項において「核兵器等」という。）の設計、製造若しくは使用に係る技術又は(B)核兵器等の開発、製造、使用若しくは貯蔵（次号において「開発等」という。）のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術として政令で定める技術について、第二十五条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

ここで取り上げられている技術は下線部(A)(B)の2つです。略記すると

(A) ; 「核兵器等」の設計・製造・使用に係る特定技術

(B) ; 「核兵器等」に関する貨物の設計・製造・使用に係る政令指定技術

下線部(B)で言及している「政令」とは次の外為令27条2項です。

外為令 27 条

2 法第六十九条の六第二項第一号 に規定する政令で定める技術は、別表の一から四までの項の中欄に掲げる技術（輸出貿易管理令別表第一の一の項（五）、（六）及び（十）から（十二）までに掲げる貨物並びに核兵器等の設計、製造又は使用に係る技術を除く。）とする。

恥ずかしながら私は、上記条文が「核兵器等の設計・製造・使用技術を除く」としているのを見て、当初仰天しました。「ほんとに除いちゃっていいのか」と。

もちろん (B) からは「除いちゃっていい」のです。なぜなら既に (A) でカバー済なのですから。私の場合、そのことに気が付かず外為令条文と睨めっこして時間を浪費したというお粗末でした。

3. 外為法 69 条の 6 第 2 項第二号とのバランス

さてこうなると、もしかして貨物の 10 年懲役規定（外為法 69 条の 6 第 2 項第二号）の方も「核兵器等を含む」ではないのかという疑問が湧いてきますね。条文をチェックしてみましょう。

外為法 69 条の 6

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

二 第四十八条第一項の特定の種類の貨物であつて、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物について、第二十五条第四項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者又は第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者

こちらの方は、「政令で定める貨物」だけが 10 年懲役の対象であることが見て取れます。そして「政令」（輸出令 13 条）では対象貨物を「1 項品（但し一部細目を除く）」＋「2～4 項品（但し核兵器等を除く）」と定めているので、4 項(1)品や 4 項（1 の 2）品は対象から除かれていることが確認できます。（個人的にはホッとしました）

その結果、輸出令の 4 項(1)品や 4 項（1 の 2）品は無許可輸出をしても最大 7 年懲役なのに、それらの貨物に関する技術の無許可提供は最大 10 年懲役になるというアンバランスが生じているわけです。7 年と 10 年のどちらがより適切かの議論はおくとしても、このようなアンバランスは明らかにまずいと思います。

4. 条文にも問題はないか

負け惜しみようでナニですが、外為法 69 条の 6 の条文にも問題があるのではないか、という話を致します。もう一度第 2 項第一号前段の条文を見てください。

特定技術であつて、(甲)核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができる(乙)ロケット若しくは無人航空機のうち政令で定めるもの（以下この項において「核兵器等」という。）の設計、製造若しくは使用に係る技術

上記「～のうち政令で定めるもの」でいうところの「～のうち」とは「何のうち」を指すと思いませんか？

素直に読むと（甲）＋（乙）すなわち「核兵器、軍用の化学製剤…ロケット・無人航空機」ということになるのではないのでしょうか？ もしそうなら、ここで言うのは「核兵器、軍用の化学製剤…ロケット・無人航空機」のうち「政令で指定されている部分」に限られる筈。「未指定部分」については「その部分に言及した政令」が登場するまでは対象外と考えるのが妥当でしょう。

ということで外為令を見たのですが、（乙）すなわち「ロケット・無人航空機」に関する記述しか出てきませんでした。

外為令 27 条

1 法第六十九条の六第二項第一号 に規定する政令で定めるロケット又は無人航空機は、核兵器又は軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるロケット又は無人航空機であつて、その射程又は航続距離が三百キロメートル以上のものとする。

あれれ？ では核兵器や軍用化学製剤は、「しかるべき政令が登場するまで対象外」なのではないでしょうか？

それは「輸出管理の常識」として蓋然性が極めて低いでしょう。（条文の作法とは相容れないかもしれませんが「気になるものには全部唾をつける」が「業界の常識」ですから）したがってここで「～のうち政令で定めるもの」というのは「ロケット・無人航空機のうち、政令で定めるもの」という意味に解しておきましょう。

ところがそうするともう 1 つ問題が出てきます。それは法 69 条の 6 条文中の「核兵器等という」の括弧書きに対応する範囲がどこからどこまでかということです。

直前の「政令で定めるもの」が（乙）のみにかかっているのであれば、文法的にはこの括弧書きも（乙）のみについての記述とするのが自然ですよね。しかし「核兵器等」に「核兵器が含まれない」筈はありませんから、この条文に限ってはその「自然な読み方」を不正解とせざるをえないわけです。

「範囲は広めにとりたい」が当局の習性であることは承知していますが、その気持ちが行き過ぎてお作法から外れたように感ずるのは私だけでありましょうか？